

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県南魚沼郡湯沢町

### 2. 構造改革特別区域の名称

湯沢温泉どぶろく特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

新潟県南魚沼郡湯沢町の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

#### (1) 湯沢町の概要

湯沢町は新潟県の最南端に位置し、関東と新潟県のほぼ中間点で、標高 365m の山あいの温泉地です。

地域の総面積は 357.00K m<sup>2</sup>で、94%は山林です。町の大半は上信越高原国立公園に含まれ谷川連峰や、霊峰苗場山など 2000m 級の山々に囲まれています。

昭和 57 年には待望の上越新幹線が開業し、昭和 60 年には関越自動車道の全線開通と相次ぐ高速交通網の整備により首都圏との時間的距離が縮められ、東京から上越新幹線で 70 分、関越自動車道で 110 分と文字通り関東地方との新潟県の表玄関として位置づけられています。

豊かな自然と温泉、スキーを主力に首都圏からのお客が相次ぎ、平成 3 年には 1 千万人の大台に乗りました。バブル崩壊後の経済状況の悪化、観光目的の変化等により、来客は激減し平成 15 年度は 651 万人にまで減少し、多くの民宿等が廃業に追い込まれ、今こそ地域再生の一手が必要となっています。

#### (2) 湯沢町の人口 (平成 16 年 4 月 1 日)

総人口・・・8,823 人 (男 4,347 人、女 4,476 人)

世帯数・・・3,138 世帯

#### (3) 湯沢町の総面積 (平成 16 年 4 月 1 日)

総面積・・・357.00K m<sup>2</sup>

宅地・・・10.35K m<sup>2</sup> (2.9%)

田畑・・・11.07K m<sup>2</sup> (3.1%)

森林・・・335.58K m<sup>2</sup> (94.0%)

#### (4) 周辺地域の特徴

本町の観光は豊かな自然と湯沢温泉郷を原点とし、その後交通体系の整備にあわせてスキー場開発が盛んに行われ、現在 16 ヶ所のスキー場を有し温泉とスキーを中心に発展してきた。近年は、夏期の観光事業にも力をいれ、通年型のリゾート地を目指してスポーツ・レクリエーション等の施設整備や体

験型観光にも力を注ぎ観光振興を図っています。また、観光旅行客は年間で夏期 2,200 千人、冬期 4,300 千人の来場があります。

宿泊業が中心となるサービス業就業者は平成 15 年現在 5,078 人で全就業者の 73.8%を占めている。その他、観光に関連した業種は多く、町民の多くが観光に依存している状況である。また、町全体宿泊施設数は昭和 58 年には 590 件を有していたが平成 16 年は 370 件となり、バブル期以降減少傾向にあります。

入り込み客も高速交通網の整備等により温泉とスキー客を中心に増加し、平成 4 年のピーク時は 10,500 千人であったが、平成 15 年は 6,500 千人とバブル期以降は大幅な減少傾向にあります。町内 16 ヶ所のスキー場については格差が表れてきており、入り込み客が減少しているスキー場が多数見られる。

一方首都圏からの時間的距離の短縮により、日帰り客、半泊客の増加、あるいは週末集中といった傾向もでてきている。入り込み客をいかに滞在型にするかが最も重要な課題であります。

昨今は、全国的に都市と農山村の体験型交流が高まりを見せております。こうした中で、町の立地を活かし今後は旅館・民宿のサービス面での新たな特色づくりと魅力を高めることが必要であり、今後この地域振興のため申請特区の導入を図ることにより、都市と農山村の体験交流人口を増加させ、観光事業及び農林水産物等の消費拡大を図り町全体の経済をさらに活性化したい。

#### (5) 特区の必要性

湯沢町は東京から 1 時間半という立地条件から、首都圏の憩いの場として多くの観光客から活用を頂いています。冬はスキーと温泉で、夏は魚野川の清流に親しみ、登山・ハイキングなど熟年の方々からも親しまれています。

現在は様々な余暇の過ごし方が提案され、観光についても団体行動型から個人行動型へ、またその目的も単に宿泊してのんびりするスタイルから参加活動型に変質しています。

湯沢町の平成 15 年度の観光目的別観光客は総数 650 万人の内 430 万人 (66%) がスキー目的で来ています。スキー客の入込みは平成 4 年度では 820 万人ほどであったものが 15 年までに 430 万人となり、390 万人 (48%) も減少しています。この若者を中心としたスキー人口の減少は今後も続くことが予想されます。

スキー場の開発、スポーツ・体験施設の整備、旅館・民宿の充実等ハード面での環境整備はほぼ充足された中でも観光客数は減少しており、接客マナー向上等のソフト面での魅力づくりが必要となっています。

自然体験学習プログラムの充実や体験学習指導者の育成、郷土食の提供など湯沢町における楽しみ方の幅を広げ、町全体が観光特区として可能な限りのメニューに取り組んで行く必要があります。

湯沢町では、訪れた方が健康で元気になれる観光地を目指しています。

土地の人、土地の食べ物、自然との出会い、ふれあいこそがこれからの観光地には求められていること再確認しなければなりません。

観光立町宣言による町民意識の高揚、自然体験学習指導者の育成やソバ打

ち工房・陶芸工房等プログラムの充実の他、地場産品を使った郷土料理の伝承にも力を注いでいきます。その中で、土地の水・米を使っての濁酒の提供は「おもてなしの心」の発露として、訪れる皆様へのサービスがワンランクアップすることになり、ひいては民宿等の再生に必ずや繋がるものであります。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

当町は、800年の永い歴史の中から温泉とスキー産業の進展により多くの宿泊施設が生まれ、現在ホテル旅館・民宿が370軒程度となっており、その内50軒ほどは水田面積が40a程度の小規模農家が営んでいる。

平成12年度国勢調査での産業別就業人口では第1次産業204人(4%)、第2次産業725人(15%)、第3次産業4,026人(81%)となっており、正に観光産業に特化した町となっている。このため、ここ数年来の観光客の激減は宿泊施設のみならず、土産物店等の商店にも影響し、地元経済が破綻するほどの大きな打撃となっており、観光客を呼び戻すための方策づくりが急務となっている。

毎年40万人程度減少するスキー客については、日帰り客も多く、全国的な若者層のスキー離れから、その回復は厳しいものがあるが、宿泊客の増加についてはソフト面の充実などによる対策の余地があり、それを起爆剤に観光客数の増加が図られ、町の経済情勢の回復に資するものとなる。

そのソフト面の充実として、地元農家が栽培した地場食品の提供、「おもてなしの心」を基本とする住民の意識改革、自然体験プログラムの充実により体験交流が促進され、宿泊型観光の底上げが図られる。

冬のスキーと温泉のみならず、春から秋にかけての活動の場として、各種スポーツ・リクリエーション施設の活用に止まらず、地域農家の協力を得ての体験農園、体験工房とを組み合わせ、あらゆる年代、嗜好にも柔軟に対応することが可能となり、民宿への宿泊の動機づけとなる。

この特別区域内での濁酒製造は単にサービス物品を一つ増やすものではなく、「おもてなしの心」の具現化として、さらには地場産品と組み合わせた形での特徴ある誘客策が可能となるなど重要な方策である。また濁酒を活用した地域内のイベント情報、おもてなしメニューなどをインターネット等で広く発信することにより、関東圏の「ふるさと元気村」として今以上に都市と農山村の交流機会が拡大することが期待できる。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

従来当町では恵まれた自然環境の中で、冬はスキーと温泉、夏は学生の合宿の場として多くの来客を得ていたが、近年趣味の多様化等に伴って観光客が激減している。特に夏場は農業を営み冬場はスキー民宿を行っている方への影響が大きくなっている。

現在地域の活性化を目指し、地元農協の指導のもと、やわ肌ネギ・アスパラ・しいたけの栽培や地鶏の飼育など特産品の開発提供に取り組んできているが、もう一つ決め手に欠ける状況にある。

濁酒製造は、観光釣り堀、ソバ打ち工房、陶芸工房など体験施設と地場産品を有機的につなぎ、地域の素材と特性を全面に引き出すパーツとして位置付けてい

る。

湯沢町は単に温泉を主体とした観光の通過点ではなく、冬のスキーのほか、夏は登山・ハイキングが楽しめるほか農作物の栽培なども体験できる等関東圏にとっての「第二のふるさと」やすらぎの郷としての側面を持つ多面的な観光地を目指しており、健康と本物志向が深まる中で、日帰り型の観光サービスとは別に、定期来訪型や中期滞在型等の言わば都市と地域の交流型観光を前進させ、低落する町の経済を活性化させる。

春の花まつり、秋の収穫祭などを地元と観光客双方に情報提供を行い地域との交流の場づくりに取り組んでいる。また町制施行50周年に当たる17年度には「ありがとう」を主題とし、町民全体でおもてなしの心を再確認し、真に愛される観光地を目指した観光立町宣言事業を行い、観光の町の復活を目標にしている。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで湯沢町は温泉と冬季シーズンのスキー産業を中心に誘客活動を行ってきたが、観光客は総数で平成4年度の1,050万人をピークに平成15年度には650万人と約390万人（38%、年間平均358千人の減）減少し、歯止めがかからない状況となっている。この減少数はスキー客の平均年間減少数352千人と符合しており、スキー客数の減少がそのまま総数の減少となっている。

スキーと温泉に加えての楽しみ方メニュー拡大や町民の意識改革を含めた当該事業の実施によりその減少傾向を転換し、観光客数を増加させ、区域経済の再生と活性化が図られる。時間的に首都圏から極めて近いという条件を背景に、魅力あるメニューづくりは必ず誘客増に繋がるものである。また宣伝手法についても、総合的なイメージとして売り込むだけでなく、個別のサービス事業の内容を適時に集中して発信していくことで更に効果が得られる。レジャー施設や宿泊施設等多くの観光施設を有する当町にとっては、観光客数を平成11年度の800万人台にまで回復させなければ経済の再生とならず、早急に事業展開を行う。

#### 期待される経済的社会的効果

##### ・新規事業

農家民宿や農家食堂等、自家製による濁酒製造など小規模ながらも地域に展開することにより、年々新たな起業や再開業が期待され雇用の促進と経済安定に大きく寄与する。

	現在	17年度目標	18年度目標	20年度目標
自家製による濁酒製造	0件	1件	2件	5件
ソバの栽培	3.3ha	4.0ha	4.5ha	5.0ha
地鶏の飼育	1,500羽	1,500羽	1,600羽	2,000羽
ソバ・地鶏生産額	11百万円	11百万円	12百万円	15百万円
観光客総数	630万人	660万人	700万人	800万人
リピータ数(冬以外再訪者)	750千人	760千人	780千人	820千人

## 8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ア 体験学習プログラムの充実（グリーンツーリズム推進）

一部民宿等において、ハイキングを主体とした里山体験塾、たけのこ採り自然体験、田植え・稲刈り体験などが実施されている。高齢化のため水田の管理を地域の農業生産組合に委託している農地を地元民宿が借り受ける等（自己所有地を含め5反歩以上）で農業体験の場をさらに増やす等の方策によりさらに推進して行く。

### イ 人材バンク登録事業の推進

雪国文学散歩道ガイド、陶芸体験指導者、スキーツアーガイド、トレッキングガイド、森遊び講座講師など現存の指導者登録の輪を更に広げ、安心して湯沢町を楽しんでもらえる組織づくりを推進する。

### ウ 観光立町宣言事業

湯沢町は観光で生きている町であり、観光の衰退は町の衰退に直結していることを町民全体で再認識し、四季を通じて来訪者を誠実に迎える気運の高揚を図るとともに、町の自然・文化・歴史を大切にしていくことを確認する。

### エ インターネットを活用しての情報発信

観光情報の提供にはインターネットの活用が一番適している。春夏秋冬の適季・適時に花の頃、特区のイベント開催、体験学習の実施時期等を的確に発信できることから、更に活用を促進する。

別紙 構造改革特別区域において実施または実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号707）

#### 1. 特定事業の名称

番 号 : 707

特定事業の名称 : 特定農業者による濁酒の製造事業

#### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

#### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

#### 4. 特定事業の内容

事業に關与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

新潟県南魚沼郡湯沢町の全域

事業の実施時期

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や施設などの詳細

湯沢町の農業は小規模農家がほとんどであるため、農業だけでは生計が立たず、かつては出稼ぎに出る人が多かったが、スキー産業が発展する中で、民宿の需要が高まり、重要な収入基盤として定着している。近年、民宿を利用する観光客が激減し、生活基盤がゆれる中、その再生策への取組みが急務となっている。現在進めている地場産品の振興や町民意識の変革とともに、当該規制の緩和により、特定農業者が自ら生産した米で濁酒を製造・販売し、地域の郷土料理とともに提供し、苦労話や昔話などが双方の理解を深め、交流を深める大きなきっかけとなることを期待できる。

湯沢町の経済再生に向けて町民が一丸となって観光の再生に動き始める中、当該特例措置の導入は正に地域再生の要であり、掛け橋と考えている。

#### 5. 当該規制の特例措置の内容

東京圏から車で2時間余りで来られる当町は、山紫水明の自然豊かなリゾート地であり、年間を通じて多くのお客様を迎えている。温泉に浸かって保養するという目的の他、農村体験や山里体験等の体験プログラムも好評を得ている。農家民宿でも地場食材を使っの地元料理を提供しながら、手作りの濁酒を振舞い、相互の理解と交流を深めることで、何回でも訪れてもらえるような関係を築いていくことができる。

当該規制の特例措置により、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

手作りという大きな付加価値を持った濁酒の提供は、お客様の満足度を高め、一段と地域への関心も深めることになるほか、農家民宿事業者の意欲の向上と経済の再生が図られることから、当該特例措置の適用が必要である。